

資源循環型社会を支えています。

日被連エコ・ユニフォームマークの推進が



「グリーン購入法」ってなんですか? エコ・ユニフォームマークの 判断基準になっている

入法)が全会一致で可決・成立し、平成13年4月1日から全面 毎年度目標を定め、環境への負荷の少ない製品を購入します。ま た、都道府県及び市町村は、環境への負荷の少ない製品の購入に 環境問題に積極的に対応するため、平成12年5月の国会で「国 等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購 施行されました。同法の施行により、国及び独立行政法人等は、 努力することになったのです。

日被連のエコ・ユニフォームマークが認可される グリーン購入法の制服・作業服の判断基準。



使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル織 維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。

25%以上ステル繊維比率 **25**%以上

再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く 繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。

再生ポリエステル繊維比率 JL %以上

が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステ ル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、裏生地を除 裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量 くポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。

例)ウール 70%ポリ 30%でも上記を満たせば適用可能。

再生ポリエステル繊維比率 】 6%以上

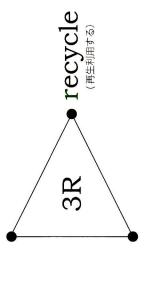
回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあ 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体 重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に ること。

再生ポリエステル繊維比率 25%以上

使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、植物を原料 とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする 合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維 部分全体重量比で25%以上使用されていること。

日被連は繊維製品の「3R」に積極的に取り組んでいます。

reduce (減らず)



reuse

(再使用する)

源を有効活用する「資源循環型社会」の形成に貢献するため、当連 合会はユニフォームの3R【リユース(再使用する)、リデュース(減 日被連に加盟する企業は、他の業界に先駆け、早くから再生 PET 樹脂を使用した制服・作業服を生産しています。限られた地球の資 らす)、リサイクル (再生利用する)】アクションプランを策定し、 業界が一丸となってその推進に取り組んでいます。

グリーン購入法における判断基準の

配慮事項

- ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の 容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ②製品使用後に回収及び再使用もしくはリサイクルされ るためのシステムがあること。
- 認されたもの以外の繊維については、可能な限り未利用 ③再生 PET 樹脂から得られるポリエステルまたは植物 を原料とする合成繊維であって、環境負荷低減効果が確 繊維または反毛繊維が使用されていること。

「ラストノ山口一郎